

平成 23 年 11 月 14 日

各 位

会 社 名 セーラー広告株式会社
代表者名 代表取締役社長 村上 義憲
(JASDAQ・コード 2156)
問合せ先 執行役員総務本部長 青木 均
電話 087-825-1156

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 23 年 11 月 14 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、下記のとおり自己株式の公開買付けを行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本書中の「株券等」とは、株券等に係る権利を指します。

記

1. 買付け等の目的

当社は、資本効率の向上と株主還元の充実を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とすることを目的として、平成 23 年 11 月 14 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として発行者による上場株券等の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしました。

当社は、平成 19 年 6 月にジャスダック証券取引所（現在の株式会社大阪証券取引所の開設する市場である JASDAQ スタンダード市場。以下「JASDAQ」といいます。）に株式を上場しており、以降、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識し、事業成長による企業価値の長期的かつ持続的な向上と安定配当の継続に努めてまいりました。かかる状況の下、平成 23 年 8 月頃、当社の筆頭株主である渡辺静二郎氏（平成 23 年 9 月 30 日現在の所有株式数 1,022,000 株。発行済株式総数に対するその保有する割合は、16.81%（小数点以下第三位を四捨五入）に相当します。以下「渡辺氏」といいます。）から、渡辺氏及び渡辺氏の親族が代表者を務める株式会社ぐりーん企画（平成 23 年 9 月 30 日現在の所有株式数 980,000 株。発行済株式総数に対するその保有する割合は、16.12%（小数点以下第三位を四捨五入）に相当します。以下「ぐりーん企画」といいます。）のそれぞれが保有する全株式、ならびに渡辺氏の親族が保有する株式（平成 23 年 9 月 30 日現在の所有株式数合計 118,000 株。発行済株式総数に対するその保有する割合は、合計 1.94%（小数点以下第三位を四捨五入）に相当します。）を売却する意向がある旨の連絡を受けました。なお、渡辺氏は、当社の創業者であり、平成 8 年 5 月に取締役を退任した後、相談役として経営に関する助言をおこなっておりました。平成 17 年 3 月に相談役を退任した後は、当社の経営には関与していません。

当社は、渡辺氏からの連絡を契機として、当社普通株式の流動性及び市場価格への影響、ならびに当社の財務状況等を総合的に勘案し、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。その結果、当社が自己株式として取得することは、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながる判断いたしました。また、当該自己株式の取得のためにある程度の資金支出を伴ったとしても、当社の現状の経営計画や配当方針に特段影響を与えることなく事業を遂行でき、財務の健全性及び安定性を維持できると判断いたしました。なお、本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充

当する予定であります。

自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から検討を重ね、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

当社は、以上の検討及び判断を経て、平成 23 年 11 月 14 日開催の取締役会において、本公開買付けの実施を決議いたしました。

なお、当社は渡辺氏及びぐりーん企画それぞれとの間で、平成 23 年 11 月 14 日付で、当社が本公開買付けを開始した場合には、渡辺氏の保有する当社普通株式 1,022,000 株を、ぐりーん企画の保有する当社普通株式 980,000 株を、本公開買付けに応募すること等を内容とする公開買付応募契約を締結しております。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針につきましては、本日現在未定であります。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

種 類	総 数	取得価額の総額
普通株式	2,151,000 株	290,385,000 円

(注 1) 発行済株式総数 6,078,000 株

(注 2) 発行済株式総数に対する割合 35.39% (小数点以下第三位を四捨五入)

(注 3) 取得する期間 平成 23 年 11 月 15 日から平成 24 年 1 月 31 日まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

平成 23 年 11 月 15 日（火曜日）から平成 23 年 12 月 13 日（火曜日）まで（20 営業日）

② 公開買付開始公告日及び公告掲載新聞名

平成 23 年 11 月 15 日（火曜日）

電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。

（電子公告アドレス <http://info.edinet-fsa.go.jp/>）

(2) 買付け等の価格 1 株につき、135 円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、買付価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性等を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場価格としては、適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましく、特に当社普通株式の売買状況等を勘案すると、より長期にわたる株価変動を考慮することが望ましいと考えられることから、JASDAQにおける、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成

23年11月14日の前営業日（同年11月11日）までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値150円（小数点以下を四捨五入）を参考にいたしました。

一方で、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様への利益にも配慮し、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買付けることといたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考にいたしました。

当社は、平成23年10月に、当社普通株式の市場価格を基礎として10%程度のディスカウント率によるディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について渡辺氏及びぐりーん企画ならびに渡辺氏の親族（以下総称して「渡辺氏ら」といいます。）に打診したところ、当該価格水準での応募を前向きに検討するとの回答を得ました。その後、当社は渡辺氏及びぐりーん企画それぞれとの間で、平成23年11月14日付で、当社が本公開買付けを開始した場合には、渡辺氏の保有する当社普通株式1,022,000株を、ぐりーん企画の保有する当社普通株式980,000株を、本公開買付けに応募すること等を内容とする公開買付け応募契約を締結しております。

かかる協議の結果、最終的に、過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された買付価格の市場株価に対するディスカウント率等を参考として、買付価格は、平成23年11月11日までの過去3ヶ月間のJASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値150円（小数点以下四捨五入）に対して10%のディスカウント率を適用した135円（小数点以下四捨五入）とすることを、平成23年11月14日開催の当社取締役会において決定いたしました。

なお、買付価格である135円は、本公開買付けの実施を決議した平成23年11月14日の取締役会決議の前営業日（同年11月11日）以前で最後に取引が成立した日である同年11月9日のJASDAQにおける当社普通株式の終値148円から8.78%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年11月11日までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値153円（小数点以下を四捨五入）から11.76%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年11月11日までの過去3ヶ月間のJASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値150円（小数点以下を四捨五入）から10.00%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年11月11日までの過去6ヶ月間のJASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値142円（小数点以下を四捨五入）から4.93%（小数点以下第三位を四捨五入）、それぞれディスカウントした金額になります。

② 算定の経緯

当社は、かねてより株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識し、事業成長による企業価値の長期的かつ持続的な向上と安定配当の継続に努めてまいりました。かかる状況の下、平成23年8月頃、当社の筆頭株主である渡辺氏から、渡辺氏らが保有する株式を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

当社は、渡辺氏からの連絡を契機として、当社普通株式の流動性及び市場価格への影響、ならびに当社の財務状況等を総合的に勘案し、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。その結果、当社が自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながる判断いたしました。また、当該自己株式の取得のためにある程度の資金支出を伴ったとしても、当社の現状の経営計画や配当方針に特段影響を与えることなく事業を遂行でき、財務の健全性及び安定性を維持できると判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から検討を重ね、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様への利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

当社は、平成23年10月に、当社普通株式の市場価格を基礎として10%程度のディスカウント率によるディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について渡辺氏らに打診したとこ

る、当該価格水準での応募を前向きに検討するとの回答を得ました。その後、当社は渡辺氏及びぐりーん企画それぞれとの間で、平成 23 年 11 月 14 日付で、当社が本公開買付けを開始した場合には、渡辺氏の保有する当社普通株式 1,022,000 株を、ぐりーん企画の保有する当社普通株式 980,000 株を、本公開買付けに対して応募すること等を内容とする公開買付応募契約を締結しております。

かかる協議の結果、最終的に、過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された買付価格の市場株価に対するディスカウント率等を参考として、買付価格は、平成 23 年 11 月 11 日までの過去 3 ヶ月間の J A S D A Q における当社普通株式の終値の単純平均値 150 円(小数点以下四捨五入)に対して 10%のディスカウント率を適用した 135 円(小数点以下四捨五入)とすることを、平成 23 年 11 月 14 日開催の当社取締役会において決定いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した買付予定数	② 株式に換算した超過予定数	計
普通株式	2,150,000 株	一株	2,150,000 株

(注 1) 発行済株式総数に対する割合 35.37% (小数点以下第三位を四捨五入)

(注 2) 応募株券等の総数が買付予定数 (2,150,000 株) を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数 (2,150,000 株) を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。) 第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。) 第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注 3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。

(5) 買付け等に要する資金 323 百万円

(注) 買付代金 290,250,000 円、買付手数料及びその他本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他の必要書類の印刷費その他諸費用につき、見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法及び開始日

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日 平成 24 年 1 月 10 日 (火曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等 (外国人株主等の場合は常任代理人) の住所宛に郵送いたします。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額 (注) を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます (送金手数料がかかる場合があります)。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

① 個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりであります。

(イ) 1 株あたりの買付け等の価格が公開買付者の 1 株あたりの資本金等の額を上回る場合

i. 個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額 (連結法人の場合

には連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額につきましては、配当所得とみなして課税されます。配当所得部分について、原則として10% (所得税7%、住民税3%)の額の税金が源泉徴収されます。なお、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合の源泉徴収税率は20% (所得税のみ)となります。

ii. 個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額のうち、上記iの部分以外金額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算いたします。株式等の譲渡所得は申告分離課税の取扱いとなります。

(ロ) 1株あたりの買付け等の価格が公開買付者の1株あたりの資本金等の額以下の場合

個人株主が本公開買付けに応じて交付を受ける金銭の額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算いたします。株式等の譲渡所得は申告分離課税の取扱いとなります。

② 法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額 (連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額につきましては、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として7% (所得税のみ)の額の税金が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成23年12月13日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日 (平成24年1月6日)までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段 (電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等 (外国人株主等の場合は常任代理人) は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおきましても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報 (その写しを含みます。) も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段 (電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。) 又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと (当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

② 本日現在、当社の筆頭株主である渡辺氏及びぐりーん企画は、当社普通株式をそれぞれ1,022,000株及び980,000株 (発行済株式総数に対するその保有する割合はそれぞれ16.81%及び16.12% (小数点以下第三位を四捨五入)に相当します。)保有しておりますが、当社は、渡辺氏及びぐりーん企画それぞれとの間で、平成23年11月14日付で、当社が本公開買付けを開始した場合には、渡辺氏の保有する当社普通株式1,022,000株を、ぐりーん企画の保有する当社普通株式980,000株を、本公開買付けに応募すること等を内容とする公開買付応募契約を締結しております。

- ③ 当社は、平成23年11月4日に、「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表し、平成24年3月期第2四半期連結累計期間の業績予想の修正を行っております。以下は当該内容の一部を抜粋したものです。詳細につきましては、当該公表をご参照下さい。

平成24年3月期第2四半期（累計）連結業績予想の修正（平成23年4月1日～平成23年9月30日）

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり四半期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回予想（A）	4,308	14	19	△1	—
今回修正（B）	3,840	△25	△8	△20	△3.44
増減額（B－A）	△468	△39	△27	△19	—
増減率	△10.9	—	—	—	—
（ご参考）前期第2四半期実績 （平成23年3月期第2四半期）	4,184	17	31	36	6.23

（ご参考）平成23年10月31日時点の自己株式の保有

発行済株式総数（自己株式を除く） 5,888,341株

自己株式数 189,659株

以 上